第 4 回「神戸石炭火力訴訟から学ぶ（見学交流会）」

9 月 27 日（土）に開催された地球環境市民講座に参加しました。その概要を報告します。

杉田峻介さん（神戸製鋼石炭火力行政訴訟弁護団）

～　講演内容　～

世界では気候変動について法的責任を問う訴訟（気候変動訴訟、気候訴訟）が多数提起されている。行政や企業も気候変動に対する取り組みを始めているなか、訴訟を提起する理由には、行政に任せているだけでは進まない、今の対策や目標では不十分であるといった背景と、気候変動の悪化は人権を侵害するという観点がある。

日本でも、気候変動訴訟は企業側のリスクの観点から紹介されることが増えつつある。一方で、神戸製鋼の訴訟を含め複数が提起されているが、その訴訟数は少ない。日本における気候訴訟の課題として、NGO（公益団体）が原告になれないことや気候変動を「司法」の場で問うことの認知度の低さ、気候変動対策への切迫感の低さなどがある。オランダのアージェンダ財団の国の排出量削減目標の引上げを求めた訴訟では、訴訟を通じて政府を助けるのだというトーンでの PR など賛同者の増加、世論喚起への工夫を行っており、政府の高級官僚も含め支持を多く得た。

石炭火力発電は「天然ガス」を燃料とする火力発電の約 2 倍もの CO_2 を排出するとされており、早期に廃止されることが望ましい一方、日本では長期に稼働させる計画が維持されている。神戸製鋼の石炭火力発電所もその一つで、規模が大きく、住宅地からわずか数百メートルと近いこと、長期稼働計画があることが特徴で、本訴訟においては、公害訴訟と気候変動訴訟の側面で、行政訴訟と民事訴訟が行われた。

行政訴訟では、石炭火力発電所の建設において国の許可が必要ない点に疑問を呈し、環境影響評価書についての「確定通知」をお知らせではなく、「行政処分」としてその取消しを求めたが、「CO_2 排出による被害」を理由に裁判で争うことはできないと門前払いをされる形となった。一方、民事訴訟（大阪高裁判決）では、気候変動により人格権が侵害され、CO2 の排出差し止めを求めることは認められたものの、気候変動における人格権については否定された。また、「神戸製鋼の発電所からの CO_2 排出」と「個々人が受ける被害」との因果関係は認められないと判断され、気候変動による被害と人権侵害の構造を理解していないと捉えられる残念な判決となった。

今後については、石炭火力発電所における他の気候変動訴訟が提起される状況を鑑み、上告することで今後に不利な判決が出された場合、これからの裁判が不利に傾くことが想定されるため、上告は行わないこととなった。

～　感想　～

気候訴訟について、しっかりとお話を聞いたのは今回が初めてであった。気候訴訟は相手を訴えることであり、ネガティブなもので、最終的な手段といったイメージがあった。しかし、オランダのアージェンダ財団の事例のように、訴訟を通じて、相手を打ち負かすのではなく、訴える側も訴えられる政府や企業も、共によりよい社会を作っていくのだという方向性がある訴訟もあることを知り、社会を前に進めていくために有意義な手段となり得ることが分かった。

また、気候訴訟のゴール（意義）について質問をした際、気候変動問題に対する動きを加速させ、関心をもってもらうことと、問題提起をすることで、意識改革や政策転換に繋げることが大事だとおっしゃられた。この気候訴訟の意義は非常に共感できるものであり、社会で共有していきたいと強く思った。

廣岡豊さん（神鋼石炭火力発電公害問題灘区連絡会事務局長）

～　講演内容　～

阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた神戸製鋼所は、震災復興へ電気の卸売事業に参入を表明し、神鋼石炭火力 1・2 号機は助成金や規制緩和の観点で「復興特定事業」として進められていたことから、大地震が石炭火力発電の起点とも言われる。COP3 を経て地

球温暖化防止へと動きつつあったものの、反対運動は実らず1・2号機は稼働した。さらに、2011年の東日本大震災と原発事故を契機に、再び石炭火力が回帰し、パリ協定が採択される中3・4号機の新規建設が計画された。

現在、脱炭素化ロードマップでは、2029年稼働に向けた1・2号機の20%アンモニア混焼が計画されている。脱炭素化に配慮されているように一見見えるが、20%の混焼ではガス火力より排出が多いとも言われ、石炭火力の延命策と捉えられ、脱石炭を目指す国際的潮流に逆行している。

気候裁判から学んだ教訓として、マスコミ、経済界、政界を含め国民の気候変動の危機感の弱さや責任感の欠如、国民的な運動の弱さを指摘する。また、気候変動対策はエネルギー自給率の向上と雇用の拡大など経済の好循環につながり、気候裁判は展望のある運動であり、若者気候訴訟は重要である。

～　見学　～

お話の後には、会場の神戸市灘区文化センターから、海側へ15分ほど歩き、神戸製鋼所石炭火力発電所（コベルコパワー神戸発電所）の手前から発電所を見学した。発電所は大阪湾に面しており、阪神工業地帯を形成する場所にある。一方、近くには阪神電車新在家駅があり、JR六甲道駅も利用できる場所にあることから、発電所の近くにはマンション等の住宅も立ち並んでいた。

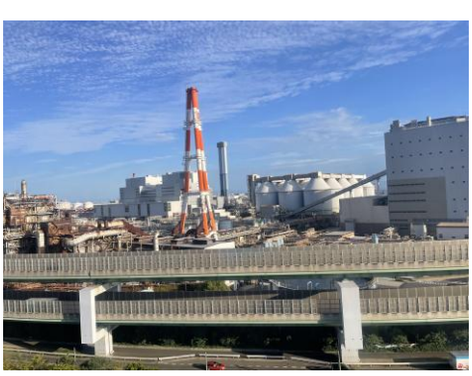

～　感想　～

見学では、実際に足を運んでみて、駅や住宅等の生活圏に近いことや、遠くからでも発電所が確認できることからその規模の大きさを実感した。大気汚染やCO_2排出量については目に分かりづらいことから、確実なことは言いづらいものの、「知ること」が非常に重要だと感じた。そして、知ったうえで、企業だけではなく、その電力を使用する私たちも、どのように環境負荷を抑えながら電力を作り出すかその方策や段階的にどのように切り替えていくかを考える必要があると思った。

今回の講座は、気候訴訟、また、石炭火力発電の在り方について、再考するきっかけとなるものであった。石炭火力発電について、電力自体は私たちに必要不可欠なものであることから、廃止するとしてもどのように代替していくのか、どのように段階的に行っていくのか、または、ゼロエミッション火力にも注力していくべきなのか、公正な移行も踏まえ、様々な人の意見を聞き、考えることが重要であり、今後も勉強をしていく必要があると思った。

今回の講座を通じて、気候訴訟、石炭火力発電について学んだのみならず、時代の変化に応じて柔軟に考え方を変化させていくことの重要性、そして何よりも「先を見据える力」が、企業、政府、さらには個人にまで強く求められていると感じた。中でも政策の果たす役割は大きく、意識改革や政策転換を促す手段として「気候訴訟」は一つの手段となり、今後もさらなる注目をされていくべきものであり、私自身もその流れや活動を追っていきたいと思う。

そして、このような「気候訴訟」の動きを日本で活発化させていくためには、気候訴訟に対する前向きなイメージの醸成と、若者や政策決定者を巻き込むことが課題となるのではないだろうかと思う。

（2025年度CSOラーニング生　泉水南海）